

## 天童市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、天童市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時及び場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 市長は、教育委員会から会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の非公開)

第3条 会議は、次に掲げる場合は、公開しないものとする。

(1) 天童市情報公開条例（昭和63年条例第13号）第6条第1項各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について協議又は調整する場合

(2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、会議の終了後、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席者の氏名

(3) 協議及び調整に係る事項並びに出席者の発言の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 市長は、出席者の中から、議事録を確認し、及び署名する者を指名するものとする。

3 市長は、議事録を公表するものとする。ただし、前条の規定により会議を公開しない場合は、この限りでない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。